

芦屋動物愛護だより

2005年(平成17年)秋号



芦屋動物愛護協会

Ashiya Society for the Prevention of Cruelty to Animals
事務局 芦屋市役所経済課内 (電話0797-38-2033)
<http://www.kcc.zaq.ne.jp/aspca/> ashiya_animal@hotmail.com

これからの行事予定

- 9月21日(水) 10:30~12:00 動物慰霊祭(芦屋市霊園 動物塚前)
10:00~16:00 ペットメモリアル写真展(芦屋市霊園 動物塚前)
- 9月22日(木)~30日(金) " (芦屋市役所 南館B1玄関ロビー)
- 10月6日(木) 13:00~15:00 アジリティー1日体験教室(芦屋公園)※
- 10月9日(日) あしや秋祭りバザー出店(精道小校庭)
- 10月下旬 13:00~15:00 犬のしつけ方1日教室(場所は浜方面で検討中)

前日までの準備作業・当日の会場設営・受付など、スタッフとして参加出来る方は事務局までお申し出下さい。猫の手も借りたいので、新入会員さんも随時大歓迎です!

※アジリティーとは、犬が決められたコース(ハードル・坂道・トンネルなどの障害物有り)を走って速さを競う競技で、飼い主とのコンビネーションが必要とされるゲームです。今回は、その要素を取り入れた初心者向けの体験教室(しつけ方教室番外編)です。



動物愛護管理法(動物の愛護と管理に関する法律)の改正された点について知っておきましょう!

ペットショップなど動物を扱う業者を登録制とし、悪質な業者に対して業務停止命令を出せるようにした改正動物愛護管理法が、6月の参院本会議で可決・成立しました。公布から1年以内に施行される見通しです。改正された主な点は、次のとおりです。

- ★動物取り扱い業者を届け出制から登録制に変更。
施設や飼育方法が環境省の定めた基準を満たさない場合、都道府県知事が登録取り消しや登録拒否をするとしました。
店には動物取扱責任者を配置し、責任者には研修会への出席を義務付けました。
インターネット販売や乗馬施設などの触れ合い施設も規制の対象となります。
- ★人に危害を及ぼす恐れのある動物の飼育について、自治体による規制から全国一律の許可制に変更。
個体識別装置(マイクロチップ)の取り付けを義務付けました。
- ★実験動物について
(1)苦痛の軽減(2)使用数削減(3)動物を使わない代替法への切り替え
この3原則の理念が盛り込まれています。
- ★罰則
 - ・餌や水を与えないなどの虐待行為 30万円の罰金→50万円の罰金に
 - ・動物遺棄 30万円の罰金→50万円の罰金に
 - ・特定動物を無許可で飼養し保管した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

ボク達の仲間が
哀しい思いをしないで
安心して暮らせる世界を
早く作って欲しいな!

